

山梨市立笛川学園 義務教育学校校舎増築事業要求水準書

目次

第1 総則

1 適用	1
2 基本方針	1

第2 本施設整備の要求水準

1 共通事項	1
2 建築計画の要求水準	2
3 構造計画の要求水準	3
4 電気設備計画の要求水準	4
5 機械設備計画の要求水準	5

第1 総則

1 適用

本要求水準書は、山梨市立笛川学園 義務教育学校校舎増築事業（以下「本事業」という。）において、山梨市（以下「市」という。）が受注者に要求する施設整備基準（以下「標準仕様」という。）を示すものであり、本事業に係る技術提案に適用する。

標準仕様は、市が本事業に求める機能や性能の最低基準を規定するものであり、受注者が標準以上の提案を行うことを妨げるものではない。

提案内容は、標準仕様と同等以上の性能を有することを条件に、設計業務の過程において協議を行い、具体的な仕様として確定させること。

2 基本方針

（1）安全・安心で快適な教育環境等の確保

児童・生徒や教職員にとって、安全・安心で快適な居場所であることを目指し普通教室等を整備する。

ア 教室

- ・「山梨市立義務教育学校設置基本計画」をもとに普通教室4室ほかを確保する。
- ・普通教室、特別教室とも、1教室につき48m²以上を確保する。

（2）個別最適な学びと協働的な学びに資する空間の確保

ICT機器の活用による多様な学び、児童生徒同士の交流や協働などの観点から、個別最適な学びと協働的な学びに資する教育環境を確保する。

（3）ライフサイクルコストの低減

将来の修繕や更新費用を含む維持管理費用の低減を目指す。

（4）脱炭素化と環境負荷の低減

創エネ・省エネ設備の導入等により、温室効果ガス排出削減に資する施設を目指す。

（5）施工中の安全確保と、授業や学校行事の担保

施工にあたっては、児童生徒、教職員をはじめ、学校や近隣住民などへの安全確保のほか、授業や運動会などの学校行事に支障をきたさないよう最大限配慮する。

第2 本施設整備の要求水準

1 共通事項

（1）一般事項

- ・校舎の増築により、既存校舎等における延焼のおそれのある部分は、本事業にて改修工事を行うため、改修範囲・工法を提案すること。
- ・各諸室等の機能、仕様及び設備は、児童生徒の特性に配慮のうえ計画すること。その他、受注者が必要と判断する諸室について適宜設定すること。
- ・設備、機器等は、イニシャルコスト、ランニングコストなどのライフサイクルコストを考慮し計画すること。また、将来的に更新が容易なものとすること。

（2）適切な施工の確保

- ・施工においては、関係法令を遵守すること。
- ・反社会的勢力等から工事妨害の被害を受けた場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、被害届を速やかに警察に提出すること。
- ・警察から被害届受理証明書が交付され、かつ工程の調整を行ったにもかかわらず工期に遅れが生ずるおそれがある場合は、工期延長申請書に当該証明書を添付し、市に提出すること。

(3) 安全の確保等

- ・国が定める「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、災害及び事故の防止に努めること。
- ・児童生徒が利用する学校であることを念頭に置き、児童生徒、教職員及び関係者の安全確保に万全を期し、事故の発生を防止すること。
- ・近隣住民など第三者の安全確保に万全を期し、事故の発生を防止すること。
- ・国が定める「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」を参考に、公衆災害の防止に努めること。
- ・作業場の内外を問わず、本事業に伴う危険、騒音、火災、風水害等については、関係法令に従って遺漏のないよう養生し、看板、案内板等の対策を講じること。
- ・騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、道路損傷、交通渋滞などにより近隣の生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう、各種法令を遵守し、施工にあたること。
- ・作業時間は、学校及び近隣へ配慮すること。学校行事等の都合により、作業の休止を指示する場合がある。
- ・架線下（高圧線、電話線等）及びその付近でクレーン作業をする場合は、安全対策について関係会社と協議し、必要に応じ協議書を交わすこと。

(4) その他

- ・受注者は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ・建築士法に基づく重要事項説明を行い、建物等設置に係る関係官庁への各種届出及び申請等の手続は、全て受注者が遅滞なく行い、その費用も受注者の負担とする。
- ・工事により発生する建設廃棄物は、関係法令及び建設廃棄物処理ガイドラインに基づき適正に処理すること。
- ・工事発生土は、場外処分とする。他の工事現場への流用などにより不法投棄が発生しないよう処理すること。
- ・工事中の仮設電力及び仮設水道の費用は、受注者の負担とする。学校の了解が得られれば副メーターを設置することができる。
- ・法令上必要とされる設備その他の費用は、受注者の負担とする。

2 建築計画の要求水準

(1) 施設計画

ア 共通事項

- ・各室の使用状況を踏まえたゾーニングとすること。
- ・教室移動や登下校時における動線に配慮すること。
- ・環境性能を鑑み、空調設備、換気設備、サッシ性能等、高効率かつ高性能な設備を選択すること。
- ・感染症対策を行うこと。

イ 共用部

- ・外部出入口（昇降口）や渡り廊下は、雨天時に濡れることのないよう、庇などを設けること。
- ・屋根の軒樋等は、落ち葉等による支障が出ないよう配慮すること。
- ・廊下など共用部に掲示板を設けること。

(2) 外構計画

- ・外構は、既存樹木や遊具（登り棒、ジャングルジム、うんてい、ブランコ等）を撤去処分し同等の遊具（登り棒、ジャングルジム、うんてい、ブランコ等）を校庭内の指定する場所にすること。設置する遊具は、写真等にて形状や大きさを明らかにすること。

- ・雨水は、既存雨水枠へ支障なく自然流下するよう接続すること。
- ・必要に応じて防球ネットを設置すること。
- ・校庭の雨水排水に支障をきたすことのないよう配慮すること。

(3) 仕上げ計画

ア 外装関係

- ・外壁、屋根及び床は、表面結露、内部結露を発生させないよう適切な断熱性能を有する材料を使用すること。
- ・1階床下の防湿措置及び必要に応じ防蟻処理を行うこと。
- ・授業等への影響がないよう、反射などによる光害を抑制すること。
- ・外装材と出入口廻りや窓廻りとの取り合い部は、漏水対策を十分に行うこと。
- ・既存校舎などの建物と調和を図ること。

イ 内装関係

- ・各室の用途、機能に応じ、長寿命で耐久性に優れ、かつ清掃、補修及び点検がしやすく、維持管理に配慮した材料、工法を選定すること。
- ・内装仕上げは、危険な凹凸を避けるなど、児童生徒の安全性に配慮すること。
- ・各室の用途、機能及び配置場所に応じて断熱材や吸音材などを設置すること。
- ・階段、吹抜などにガラスや手すりなどを設置する場合は、破損時の飛散防止、視線などに配慮すること。
- ・壁や間仕切りなどの表面材は、机等の衝突で破損しにくい材料を選定すること。
- ・地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮すること。
- ・同一面で内装仕上げが異なる部分には、見切り材を設けること。
- ・居室や共用部に面する間仕切壁は、仕上げの不陸やクラックの発生防止に配慮すること。
- ・防煙壁を設ける場合は、飛散防止及び防火に配慮すること。
- ・各部の用途に応じ、適切な巾木を設けること。

ウ 建具関係

- ・各種建具は、各室の使用状況に応じた性能を有することとし、数量、開口部の寸法、開き勝手などの仕様は、使用目的、安全性、条件を考慮し設定すること。
- ・鍵はマスターキーシステム方式とし、マスターキーのグルーピング、予備マスターキー、鍵違い本数の確保など建物管理に配慮すること。
- ・建具の仕上げは、周囲の壁仕上げ、色彩、グレード感等と整合させること。
- ・外部建具及び内部建具に使用するガラスは、スクール強化ガラスを標準とする。
- ・増築校舎の外部に面する窓廻りは、防炎の遮光カーテン又はブラインドを設置すること。

(4) 安全・防災計画

- ・消火器、自動火災報知設備（既設連動）、避難器具、誘導灯などの消防設備は、所轄消防署と協議のうえ、適合する設備を設けること。
- ・階段、吹抜け部などは、落下防止対策に配慮すること。特に手掛け、足掛けなどを考慮した落下防止対策を講じること。
- ・2階以上の各開口部に転落防止措置を講じること。
- ・全面ガラスなどの視認性が低い部分は、衝突防止策（ライン、マークなど）を講じること。
- ・非常階段を設置すること。

3 構造計画の要求水準

(1) 基本方針

ア 構造安全性の目標

- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による構造体の耐震安全性の分類はⅡ類とする。

- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築非構造部材の耐震安全性の分類は、A類とする。

イ 製作工場

- ・主要構造体を鉄骨とする場合は、国土交通大臣認定工場Mグレード以上であって、ISO9001認証の自社工場で製作されたものとする。

ウ 性能確保とコスト縮減の両立

- ・安全性やフレキシビリティに配慮しつつ、経済性に優れた構造計画とすること。

エ 建築計画及び設備計画と合わせた総合的な検討

- ・建築計画及び設備計画と整合した構造計画とすること。

(2) 構造設計条件

ア 積載荷重

- ・建築基準法施行令に準ずる。

イ 積雪荷重

- ・特定行政庁の建築基準法施行細則に準ずるものとする。

ウ 地耐力

- ・過去の校舎建設時における地盤調査データを参考に、受注者の責任にて構造検討を行うこと。

- ・提案時に構造計画がわかる図面と一緒に提出すること。

- ・受注後に地盤調査を行った結果、想定していた地盤強度に達しない場合は、市と協議し、別途地盤補強工事等を行うこと。

4 電気設備計画の要求水準

(1) 共通事項

- ・各設備機器は、高効率機器及び省エネルギー制御を採用し、快適性、耐久性、耐震性、操作性に優れたものとし、長寿命、維持管理・更新の容易性に配慮すること。
- ・各設備機器等の交換・保守部品は、容易に入手が可能なものとすること。
- ・各設備機器は、更新時などの搬入、搬出を考慮した配置とすること。
- ・各設備機器は、騒音、振動などに配慮した配置とすること。
- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築設備の耐震安全性の分類は乙類以上とする。

(2) 電灯設備

ア 照明

- ・照明環境は、学校環境衛生基準を適用すること。
- ・照明器具は、LED照明とする。

イ コンセント

- ・コンセント設備は、各室の用途を考慮して計画すること。
- ・コンセントは、用途に適した形式、容量を確保し、適切な位置に配置すること。

(3) 受変電設備

- ・受変電設備は新設せず、既設受変電設備から分岐すること。

(4) 構内情報通信網設備

- ・LAN環境整備に係る配管、配線、HUBの設置を行うこと。それに伴う電源工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び機器の設定を行うこと。

(5) 放送設備

- ・放送設備は、既存校舎の設備から分岐すること。
- ・放送スピーカーは、各教室及び廊下に設置すること。

(6) 誘導支援設備（非常呼出設備）

- ・多目的トイレに呼出ボタンを設置し、事務室に表示させること。呼出ボタンの位置は、JIS基準に準ずる。

(7) その他

- ・各教室にアクセスポイントを設置すること。
- ・機械警備の配線や配管を行うこと。

5 機械設備計画の要求水準

(1) 共通事項

- ・負荷や機器容量などは、建築設備設計基準に基づき算定すること。
- ・バルブ、ダンパー及び盤などの機器や機材は、操作や維持管理がしやすいものとすること。
また、天井内に設置する場合には、点検口を設置するなど容易に管理ができるよう考慮すること。
- ・天井設置機器や器具などは、落下防止措置及び耐震措置を行うこと。
- ・構造計画と整合した合理的な対応とすること。
- ・給排水設備、空調設備及び衛生器具設備などについて、諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。
- ・居室内の水配管は、漏水時の設置階及び下階などへの影響について配慮し、レイアウトを含めて考慮すること。
- ・室内に設置される機器や器具は、機能的であるとともに、内装デザインと整合しているものとすること。

(2) 空調設備

- ・空調方式の選定については、イニシャルおよびライフサイクルコストを比較検討し、経済的かつ省エネルギーを鑑み最適な方式を選定すること。
- ・空調設備は、全ての教室に設置し、冷暖房ともその能力を鑑み必要台数を設置すること。
- ・空調の運転停止及び温度制御は、各室で行えるようにすること。
- ・設定温湿度は、学校環境衛生基準を適用すること。

(3) 換気設備

- ・換気の基準は、学校環境衛生基準及び建築物環境衛生管理基準を適用すること。
- ・感染症対策に最善の換気方法を提案すること。

(4) 給水設備

- ・給水方式は、衛生的かつ合理的で、経済性に優れた計画とすること。
- ・上水は、既存受水槽より分岐させ、必要に応じて増築校舎専用の受水槽を増築校舎周辺に設置し、加圧ポンプ等を設置すること。

(5) 排水設備

- ・汚水は、最寄りの既存污水栓へ接続し、必要に応じてポンプアップを行うこと。公共下水道への接続にあたっては、関係機関と協議を行うこと。

(6) 衛生器具設備

- ・衛生的、かつ児童生徒が使いやすい器具を採用すること。
- ・飛沫が少なく、周辺の汚れを防止できる器具とすること。
- ・節水に配慮すること。
- ・洗面器、手洗器は、単水栓とすること。